

標準報酬の月額 「定時決定」を行います

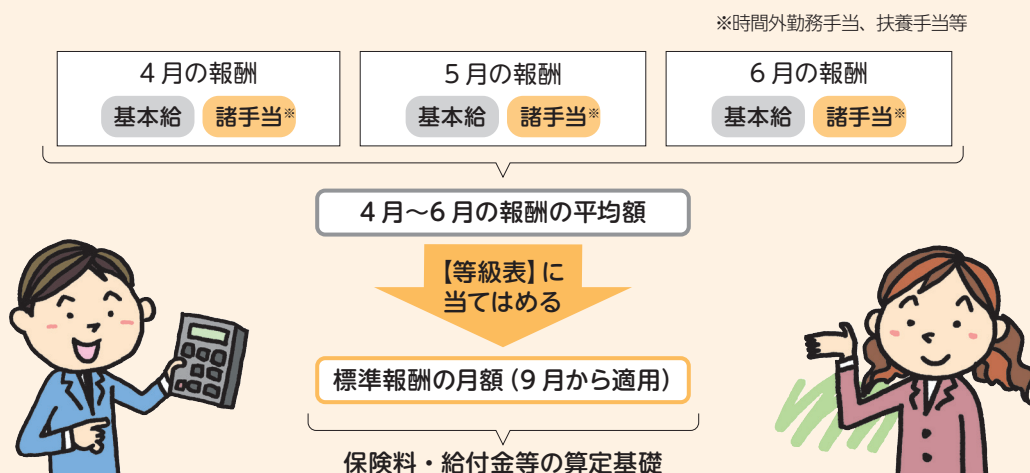
毎月の掛金(保険料)は、組合員のみなさんの標準報酬の月額を基に算定されます。

「定時決定」とは、実際に受けている報酬(基本給+諸手当)と、既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬の月額を見直すことをいいます。

定時決定では、4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬の平均額を【等級表】に当てはめて標準報酬の月額が決定され、原則として今年の9月から翌年の8月まで適用されます。

決定された標準報酬の月額は、給与明細書若しくは所属所担当課から交付される標準報酬決定・改定通知書でご確認ください。

定時決定のイメージ



定時決定の対象となる方

- ・5月31日までに資格を取得した組合員で7月1日に在職中の方

※休職(育児休業、介護休業含む)中、欠勤中の方についても対象です。

定時決定の対象とならない方

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得された方(「資格取得時決定」で算定されます。)
- ・7月から9月のいずれかの月で標準報酬の月額を改定(「随時改定」、「育児休業等終了時改定」および「産前産後休業終了時改定」)された方